

都心～ウォーターフロント間における連節バス等運行予定事業者選定委員会
設置要綱

平成 31 年 2 月 25 日
住宅都市局長決定

(目的)

第 1 条 「都心～ウォーターフロント間における連節バス等運行予定事業者募集」を実施するにあたり、運行予定事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、「都心～ウォーターフロント間における連節バス等運行予定事業者選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都心～ウォーターフロント間における連節バス等運行予定事業の応募者についての評価及び事業適任者の選定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第 3 条 委員会の構成員は次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 国土交通省神戸運輸監理部
- (3) 庁内関係者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、特に必要と認められる者

(会長の指名等)

第 4 条 都市局長が指名する会長を置く。

- 2 会長は、会の進行をつかさどる。
- 3 都市局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(委員会の開催)

第 5 条 委員会の開催は、都市局長が招集するものとする。

(委員会の非公開)

第 6 条 委員会は、神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条 4 号に該当するため、これを非公開とする。

(要綱の変更、疑義等)

第 7 条 本設置要綱の改廃、変更、その他必要な事項は都市局長が定めるものとする。

(附則)

この要綱は、平成 31 年 2 月 25 日より施行する。